

4 西 審 使 第 5 号
令和 4 年 4 月 28 日

西東京市長 池澤 隆史 様

西東京市使用料等審議会
会長 米田 正巳

一般廃棄物処理手数料の適正化について（答申）

令和 4 年 4 月 15 日付 4 西企企第 35 号にて諮問のありました標記の件について、本審議会
会で審議し、その結果をとりまとめましたので、下記のとおり答申いたします。

記

1 答申事項

一般廃棄物処理手数料の適正化について

2 答申内容

(1) 事業系一般廃棄物の手数料について

「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（令和元年度改訂版）」に基づき
原価計算を行い、適正価格を算出した結果、現行の手数料と乖離があったため、
同基本方針に基づく改定額の上限を考慮し、別紙 1 のとおり設定することが妥当
である。

(2) し尿の手数料について

①一般家庭から排出されるもの

「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（令和元年度改訂版）」に基

づき原価計算を行い、適正価格を算出した結果、現行手数料と乖離が生じているものの、日常的にし尿処理を必要としている一般家庭の世帯数及びし尿処理量が減少し続けている現状から、原価計算結果は今後さらに高額になると推測されるため、市民生活への影響を考慮し、現行の手数料を据え置くことが妥当である。

②事業者から排出されるもの

「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（令和元年度改訂版）」に基づき原価計算を行い、適正価格を算出した結果、現行手数料と乖離があったため、同基本方針に基づく改定額の上限を考慮し、別紙2のとおり設定することが妥当である。

(別紙1)

手数料の改定について

事業系一般廃棄物の手数料を以下のとおり改定することが妥当と考える。

【現行】

区分	手数料
事業系一般廃棄物（粗大ごみ及びし尿を除く。）	1キログラムにつき 52 円

【改定】

区分	手数料
事業系一般廃棄物（粗大ごみ及びし尿を除く。）	1キログラムにつき 59 円

(別紙2)

手数料の改定について

し尿の手数料を以下のとおり改定することが妥当と考える。

【現行】

区分		手数料
し尿	事業者から排出されるもの	1リットルにつき43円

【改定】

区分		手数料
し尿	事業者から排出されるもの	1リットルにつき64円